

# Weekly Report

第281号  
平成26年 9月29日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 10月からスタートする主な制度など

◆**免税店（輸出物品販売場）制度の改正**……外国人旅行者などに免税店が対象物品を販売した場合、消費税が免除される制度について、対象外となっていた消耗品（食品、飲料、薬品、化粧品など）が対象になります。なお、消耗品は5千円超50万円以下（1人1店舗の合計額）の販売が免税対象です。

◆**地方法人税の創設（10月以降に開始する事業年度から適用）**……法人住民税法人税割の税率を引下げ、その引下げ分を地方法人税（国税）として地方交付税の原資とする措置が行われます。なお、税負担は原則として変わりません。

◆**「持分なし医療法人」の移行計画認定制度**……出資者が出資割合に応じて法人資産を払い戻すことができる「持分あり医療法人」から、出資者からの払戻が行われない「持分なし医療法人」への移行促進策として、「移行計画の認定制度」が実施されます（29年9月まで）。認定を受けた場合、相続税や贈与税の納税猶予などが受けられます。

◆**地域別最低賃金の改定**……26年度地域別最低賃金の改定額が出揃い、発効日は各都道府県で異

なりませんが、10月1日移行順次発効されます。

◆**教育訓練給付金の拡充**……厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講した場合に費用の一部が支給される制度について、現行制度に加え、「専門実践教育訓練の教育訓練給付金」がスタートします。

◆**父子福祉資金貸付制度**……ひとり親家庭の支援として、これまでの母子寡婦福祉資金に加え、父子家庭を対象とした福祉資金の貸付制度が始まります。

◆**携帯とPHS間での番号ポータビリティ**……携帯電話とPHSの間でも電話番号を変えずに事業者を変更できるようになります。

## 平成25年分の平均給与は414万円

国税庁が公表した「平成25年分民間給与実態統計調査」によると、1年を通じて勤務した給与所得者数4645万人の平均給与は、414万円（男性511万円、女性272万円、平均年齢45.2歳）となり、前年に比べて1.4%増加しました。

給与階級別分布では、300万円超400万円以下が809万人で最も多く、次いで200万円超300万円以下の782万人であり、400万円以下が全体の約6割（2711万人）を占めています。

また、事業所規模別の平均給与をみると、従業員10人未満の事業所では332万円、10～29人では387万円となっています。

## ★★★10月のチェックポイント★★★

※年末年始の製造計画・販売計画を作成のうえ、資金繰りを検討します。借入が必要ならば、資金繰り表・返済計画などの資料を作成して、早めに取引金融機関に働きかけをします。

※人手不足が言われています。年末にかけてパート等を必要とする企業は、早めの手配を。

※健保・厚年の新標準報酬に基づく給与からの天引きは、通常10月支給給与からです。なお、厚生年金保険料率が17.474%に引き上げられているので、金額等を確認しておきます。